

ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理指針

(第1.1版)

平成21年5月

ユーロ円建新株予約権付社債の取扱いに関する実務者検討会

I. はじめに

国内上場会社がユーロ円市場等の海外市場において円貨建てで発行する新株予約権付社債（以下「ユーロ円建新株予約権付社債」という。）の新株予約権行使に係る実務については、2009年1月からの株式等振替制度の開始に伴い見直しを行う必要があったことから、ユーロ円建新株予約権付社債を取り扱う実務関係者を中心に、関係者間それぞれの役割、事務処理方法等の整理を行うことを目的として、ユーロ円建新株予約権付社債の取扱いに関する実務者検討会（以下「検討会」という。）を開催し、平成19年10月24日、ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使の取扱いについて、株式等振替制度の実施後における事務処理指針の取りまとめを行なった。

今般、株主確定日間近の新株予約権行使の取扱い等について、検討会において検討を行った結果、新株予約権行使から振替株式の新規記録までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い及び新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取請求の取扱いについて、事務処理指針を一部見直すこととし、「ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理指針（1.1版）」として公表を行う。

なお、当該スキームは、関係者の対応に委ねられている実務について、その標準的な事務処理を取りまとめることにより、関係者における実務の安定運用に資することを目的とするものである。

平成21年5月

II. 検討会参加メンバー

- ・みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、全国銀行協会
- ・みずほ信託銀行、信託協会
- ・大和証券SMB C、野村證券、日本証券業協会
- ・証券保管振替機構（事務局）

III. 検討事項

- (1) 新株予約権行使から振替株式の交付までの日程
- (2) 副転換代理人による新株予約権行使の名義代理人（カストディアン）の口座開設
- (3) 新株予約権行使に伴い交付される振替株式の記録を受けるべき口座の通知方法
- (4) 新株予約権行使に伴い交付される振替株式の内容の確認方法
- (5) 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理の方法、他

内 容	備 考
<p>1. 口座の通知</p> <p>副転換代理人は、ユーロ円建新株予約権付社債の発行時に、会社及び株主名簿管理人に対して、当該新株予約権付社債の新株予約権行使に伴い交付される振替株式の記録を受けべき口座（加入者口座コード）を通知する。</p> <p>2. 新株予約権行使の通知</p> <p>現地の主転換代理人は、新株予約権付社債者から新株予約権行使の請求を受けた場合には、国内の会社及び副転換代理人に対して、新株予約権行使の通知を行う。</p> <p>3. 新株予約権行使の内容の照合</p> <p>会社及び副転換代理人は、主転換代理人から新株予約権行使の通知を受けたときは、当該新株予約権行使の内容について照合を行う。</p>	<p>※ 副転換代理人は、口座管理機関として新株予約権行使の名義代理人（以下「カストディアン」という。）の口座を開設する。</p> <p>※ 会社は、新株予約権行使が行われる都度、副転換代理人から通知を受けた口座に振替株式の交付を行うものとする。</p> <p>※ 振替株式の記録を受けべき口座については、本来、証券保管振替機構（以下「機構」という。）を通じて、口座通知データの送受信を行うところであるが、株式交付日程の都合上、当該データの送受信は行わないこととする。なお、この取扱いは、当該データの送受信が行えるようになるまでの暫定措置とする。</p> <p>※ 新株予約権行使により発行される株式は、現地で行使請求が行われた日の翌暦日（日本時間）に効力が発生する。</p>

内 容	備 考
<p>4. 振替株式の交付の依頼</p> <p>会社は、副転換代理人と新株予約権行使の内容の照合を行った後、株主名簿管理人に対して、振替株式の交付を依頼する。</p> <p>5. 振替株式の交付内容の照合</p> <p>(1) 株主名簿管理人による振替株式の交付内容の通知</p> <p>株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前 8 時 30 分から正午までの間に、副転換代理人に対し、新株予約権行使に伴い交付される振替株式の内容について、次の事項を通知する。</p> <p>① 振替株式の銘柄</p> <p>② 振替株式の数</p> <p>③ 振替株式の交付日（振替株式の交付依頼日の 3 営業日後の日）</p> <p>④ 振替株式の交付先である副転換代理人の機構加入者コード</p> <p>⑤ 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コード</p> <p>⑥ 振替株式の交付先であるカストディアン加入者口座コード</p> <p>⑦ 振替株式の交付元である会社の加入者口座コード</p> <p>⑧ 新株予約権行使の効力発生日</p> <p>⑨ 振替株式の全部又は一部が自己株式である場合は、新株又は自己株式の別及びその内訳</p>	<p>※ 新株予約権行使により交付される振替株式は、カストディアン又はそのノミニー名義で株主名簿に記載される。</p> <p>※ 当該通知は、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を用いて行う。</p> <p>※ ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う振替株式の交付内容の通知であることを明確にするため、口座照会の事由は「その他」、振替の種類は「その他振替」を指定し、フリーメッセージ欄に「ユーロ円新株予約権行使」と入力する。</p> <p>※ ③は「振替先口座照会」の入力項目の中の「振替予定日」欄に、④は「受方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑤は「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑥は「振替先口座の加入者口座コード」欄に、⑦は「振替元口座の加入者口座コード」欄に、⑧は「取得日」欄に、⑨は「フリーメッセージ」欄にそれ</p>

内 容	備 考
<p>(2) 副転換代理人による振替株式の交付内容の確認</p> <p>副転換代理人は、株主名簿管理人から振替株式の交付内容の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日の正午から午後4時30分までの間に、当該通知の内容について確認を行う。</p> <p>6. 新規記録</p> <p>(1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知</p> <p>株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 振替株式の銘柄</p> <p>② 加入者（カストディアン）の加入者口座コード</p> <p>③ 加入者（カストディアン）の株主等照会コード</p> <p>④ 振替株式の数</p> <p>⑤ 新規記録区分（「振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式」を指定する。）</p>	<p>ぞれ入力する。</p> <p>※ ⑨の入力例としては、新株を500株、自己株式を500株交付する場合は、「交付株式総数1,000株、内新株交付分500株、自己株式交付分500株」と入力する。</p> <p>※ 振替株式が新株式により交付される場合は、⑤の項目には、株主名簿管理人の機構加入者コード、⑦の項目には、会社の加入者口座コードを入力する。</p> <p>※ 副転換代理人は、確認の結果、当該通知の内容に過誤が判明したときは、直ちに、株主名簿管理人に対し、電話等により連絡することとし、株主名簿管理人は必要な措置をとる。</p> <p>※ 新規記録通知データは、主転換代理人から受けた新株予約権行使の通知毎に作成する。</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは入力しない。</p> <p>※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日を入力する。）</p> <p>⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の3営業日後の日を入力する。）</p> <p>（2）機構から副転換代理人への新規記録通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、副転換代理人に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 振替株式の銘柄</p> <p>② 振替株式の数</p> <p>③ 副転換代理人の機構加入者コード</p> <p>④ 加入者（カストディアン）の加入者口座コード</p> <p>⑤ 新規記録区分（振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式）</p> <p>⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）</p> <p>⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の3営業日後の日）</p> <p>（3）振替口座簿における増加の記録 機構及び副転換代理人は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>（4）新規記録の処理結果の通知</p>	<p>※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。</p> <p>※ 株主名簿管理人は、5.（2）において振替株式の交付内容に過誤があった場合で、既に機構に対して新規記録通知データを送信しているときは、当該データを訂正のうえ、午後8時までにファイル伝送により通知する。</p> <p>※ 新規記録情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。</p> <p>※ 機構は副転換代理人の口座の顧客口に増加の記録を行い、副転換代理人はカストディアンの口座に増加の記録を行う。</p>

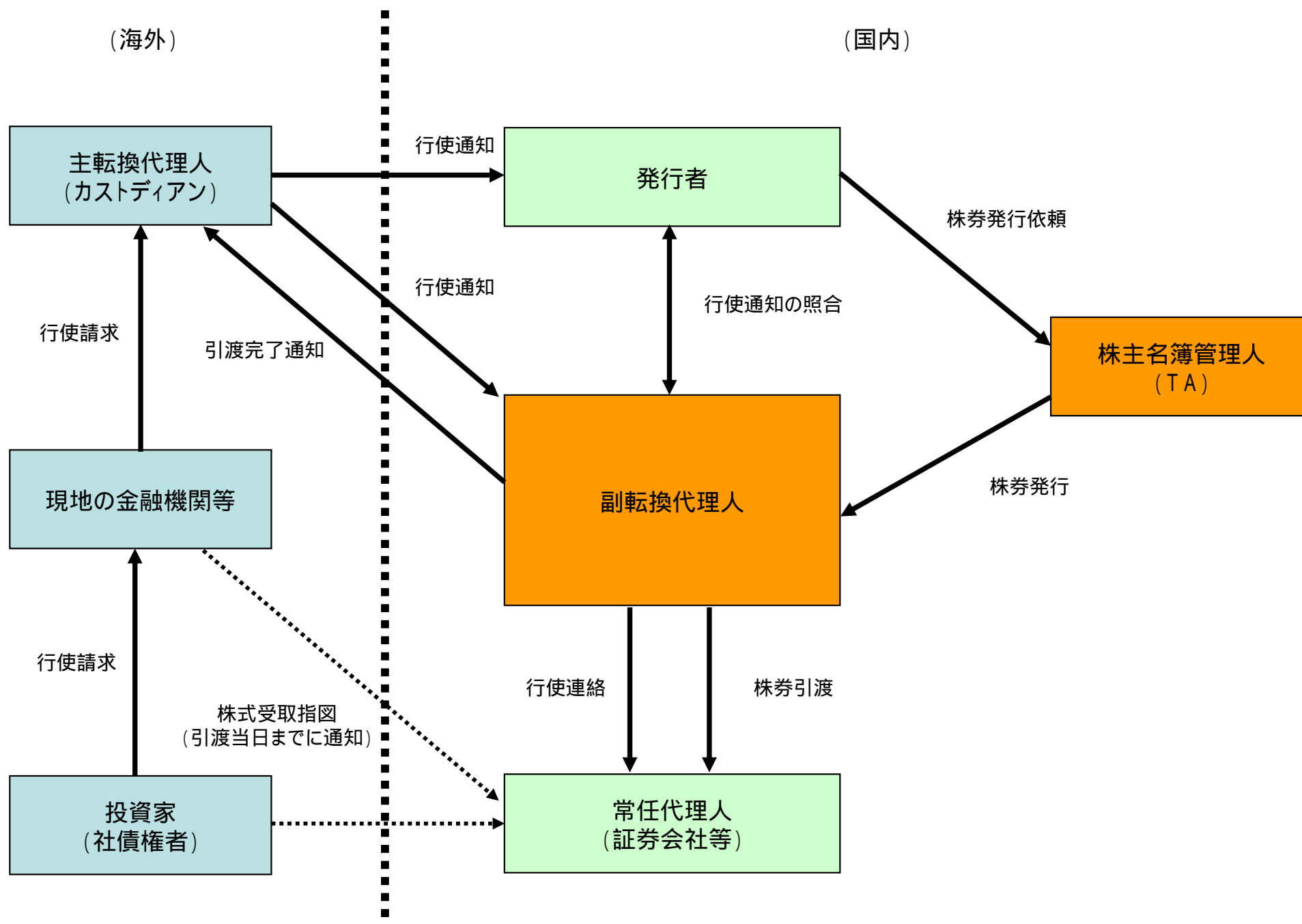
内 容	備 考
<p>機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び副転換代理人に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により送信する。</p> <p>7. 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合の手続 株主名簿管理人は、会社が新株予約権行使に対して新株の交付に代えて自己株式を交付することとした場合には、機構に対して、振替株式の交付日（新株を交付する場合の新規記録日と同日）の業務開始時（午前9時）を振替時とするカストディアンの口座への振替の申請を行う。</p> <p>8. 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理 （1）単元未満株式の取扱い 株主名簿管理人は、新株予約権行使に伴い単元未満株式が生じる場合には、単元株数部分と単元未満株数部分を合算のうえ、機構に対し、新規記録通知又は振替の申請を行う。</p> <p>（2）単元未満株式の振替及び買取代金の支払い 副転換代理人は、単元未満株式の買取処理が行われる場合には、買取日（振替株式の交付日）に、会社の口座への振替の申請を行う。株主名簿管理人は、買取日（振替株式の交付日）に、副転換代理人に対し、買取代金の支払いを行う。</p>	<p>※ 当該通知は、株主名簿管理人へは「口座処理結果ファイル」により、副転換代理人へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細票」により通知される。</p> <p>※ 振替の申請は、前日振替請求により行う。</p> <p>※ 新株予約権行使に伴う自己株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。</p> <p>※ 当該振替先の会社の口座は、株主名簿管理人に開設された口座とする。</p> <p>※ 買取処理による単元未満株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。</p> <p>※ 権利付最終日までに買取価格が決定しない場合には、副転換代理人と株主名簿管理人の間で、個別に調整のうえ、単元未満株式の振替及び</p>

内 容	備 考
<p>9. ユーロ円建新株予約権付社債を新たに発行する場合の取扱いについて</p> <p>実務関係者は、会社に対してユーロ円建新株予約権付社債の新規発行に係る提案をする場合には、発行条件として次の事項を定めることを会社に求めるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権行使から振替株式の新規記録までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い</p> <p>株主確定日の2営業日前の日から株主確定日までの間に新株予約権行使に伴う振替株式の交付指図が株主名簿管理人に受理されることとなる場合には、株主確定日までに振替口座簿への振替株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならないことから、新株予約権付社債権者に不利益が生じる可能性がある。そのため、実務関係者は、会社に対し、株主確定日の2営業日前の日から株主確定日までの間に新株予約権行使に伴う振替株式の交付指図が株主名簿管理人に受理されることとなるような新株予約権付社債権者による新株予約権の行使請求は行うことができない旨を発行条件として定めるよう求めるものとする。</p> <p>(注) 株主確定日が休日にあたる場合は、上記の制限期間の記述を「株主確定日の直前の営業日を実質的な株主確定日とし、当該日の2営業日前の日から株主確定日の翌営業日までの間」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取請求の取扱い</p> <p>副転換代理人は、新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式についても、単元株式とともに新株予約権行使請求者の常任代理人における口座へ振替を行うものとする。そのため、実務関係者においては、会社に対し、新株予約権行使請求に伴い生じる単元未満株式の自動的な同時買取は行わない旨を発行条件として、明記するよう求めるものとする。</p> <p>(注) 従来、新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式は、登録単元未満株式であったため、同時買取により、現金で清算する取扱いとしていたが、株券電子化により、単元未満株式の振替が可能となったため、自動的に同時買取を行う措置を廃止するもの。</p>	<p>買取代金の支払いを行うものとする。</p> <p>※ 既に発行されている新株予約権付社債については、現行の発行要項上、新株予約権の行使請求の制限を行うことができないことから、株主名簿管理人は、左記の制限期間にかかわらず、受け付けるものとする。</p> <p>※ 営業日、休日は、日本の営業日、休日をいう。</p> <p>※ 当該制限期間は、日本における株主確定日を基準としている。発行要項に規定する際には、その点を考慮する必要がある。</p> <p>※ 既に発行されている新株予約権付社債については、現行の発行要項上、単元未満株式が生じた場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する取扱いとなっていることから、株主名簿管理人は、会社の指図に基づき新株予約権行</p>

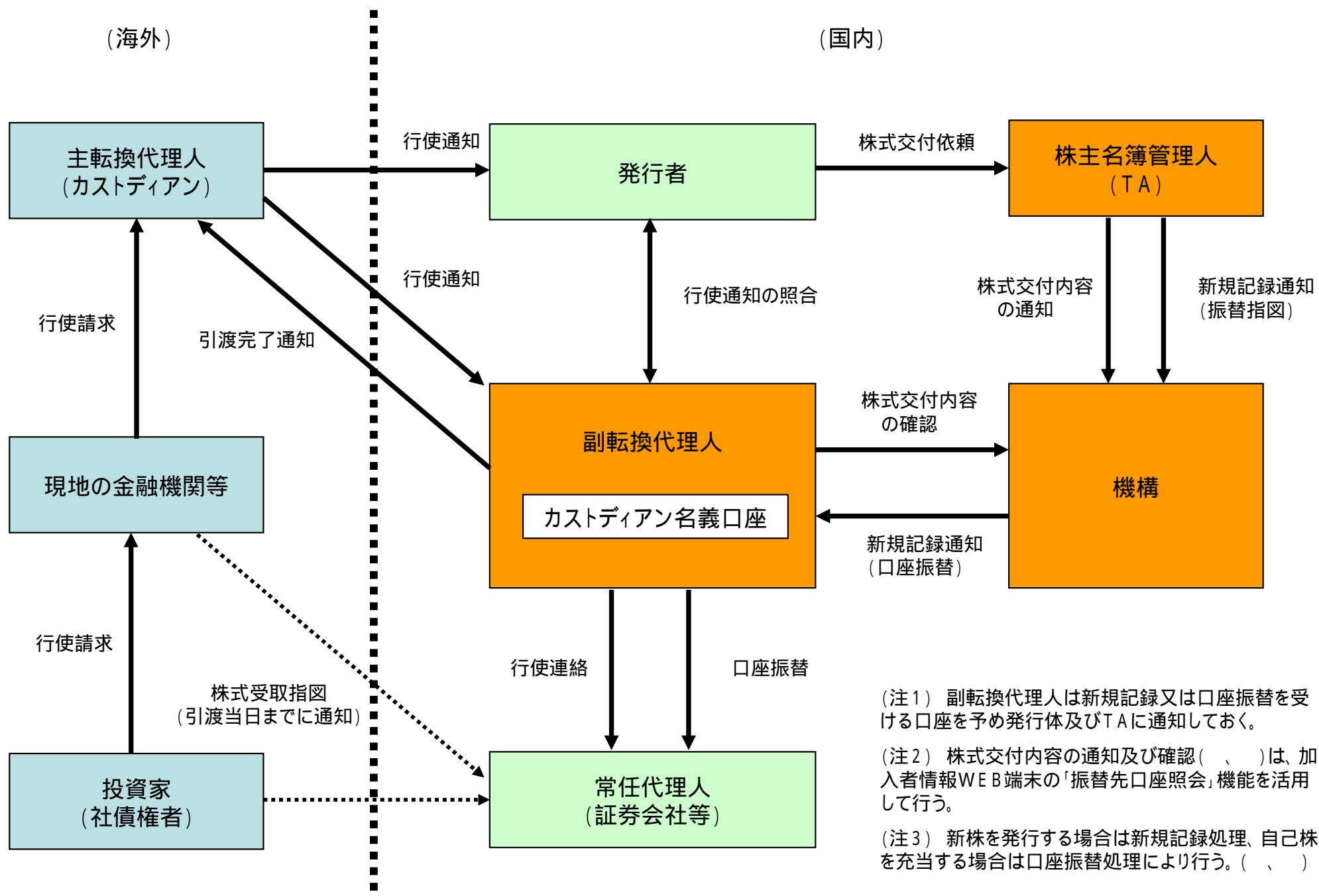
内 容	備 考
	使に伴い生じる単元未満株式の同時買取の処理を行うものとする。

以 上

ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(現行処理フロー)



ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(振替制度における処理フロー)



ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(処理日程)

